



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *71 児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 (子ども未来課)
- *72 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (医務課)

○ 告示

- 1188 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)
- 1189 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1190 自転車歩行者専用道路の指定 (")
- 1191 新道路の供用開始 (")

○ 選挙管理委員会告示

- 90 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨
- 91 収支報告書の要旨の訂正

○ 訓令

- *43 和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課)

○ 公告

- 熊野川圏域河川整備計画の策定 (河川課)
- 入札公告 (総務事務集中課)

規 則

和歌山県規則第71号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則(昭和37年和歌山県規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考8(1)イ中「額(」を「額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な

実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。」に、「350,000円」を「390,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の規定は、平成21年10月1日から適用する。

和歌山県規則第72号

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則(平成19年和歌山県規則第90号)の一部を次のように改正する。

第1条中「公立大学法人和歌山県立医科大学」を「和歌山県立医科大学」に改める。

第4条第1項第1号中「20万円」を「15万円」に改め、同項第2号中「15万円」を「10万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に初めて貸与の決定を受けた者から適用し、同日前に貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

告 示

和歌山県告示第1188号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年12月9日まで縦覧に供する。

平成21年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成21年10月9日
- 2 名称

特定非営利活動法人ハンドインハンド

3 代表者の氏名

角口みゆき

4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市粉河2046番地1 3階

5 定款に記載された目的

この法人は、母親や地域社会に対して、その教育力を支援する事業を行い、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年10月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 吉備金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字庄625番1地先から同町大字徳田1番14地先まで	新	4.13 } 12.60	946.00	

和歌山県告示第1190号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成21年8月30日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 報告書の要旨

22,611,300 円

候補者氏名	石田 真敏	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間 10月6日から 10月7日まで	第2回分
出納責任者氏名	新田 耕司				

収入	主たる寄附 (氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	0 円
----	-------------------	--	------	-------	-----

支出	人件費	0 円
	家屋費	168,000 円
	選挙事務所費	168,000 円
	集合会場費	0 円
	通信費	0 円
	交通費	1,175,708 円
	印刷費	111,720 円
	広告費	985,000 円
	文具費	0 円
	食糧費	0 円
	休泊費	70,920 円

に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年10月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 吉備金屋線

区 間	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字庄625番1地先から同町大字庄449番8地先まで	828.20	

和歌山県告示第1191号

平成21年和歌山県告示第1189号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年10月27日から供用を開始する。

平成21年10月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第90号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年10月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

その他の寄附	件	0 円	雑 費	1,098,700 円
その他の収入		0 円		
今回計		0 円	今回計	3,610,048 円
前回計		15,960,000 円	前回計	8,528,193 円
総 計		15,960,000 円	総 計	12,138,241 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	210,000 円
	ビラの作成	420,000 円
	ポスターの作成	973,590 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	106,776 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105 円
	計	2,105,663 円

報告書受理年月日	平成 21 年 10 月 9 日	第 2 回報告分
----------	------------------	----------

和歌山県選挙管理委員会告示第91号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、平成21年和歌山県選挙管理委員会告示第85号（衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨）及び平成21年和歌山県選挙管理委員会告示第87号（衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨）を次のとおり訂正し、公表する。

平成21年10月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

平成21年和歌山県選挙管理委員会告示第85号における収支報告書の要旨のうち、和歌山県第1区候補者谷本龍哉の第1回報告分の支出の欄中「家屋費 4,081,979円」を「家屋費 4,069,979円」に、「集合会場費 2,006,279円」を「集合会場費 1,994,279円」に、「今回計 8,954,780円」を「今回計 8,942,780円」に、「総計 8,954,780円」を「総計 8,942,780円」に訂正する。

平成21年和歌山県選挙管理委員会告示第87号における収支報告書の要旨のうち、和歌山県第1区候補者谷本龍哉の第2回報告分の支出の欄中「前回計 8,954,780円」を「前回計 8,942,780円」に、「総計 9,431,005円」を「総計 9,419,005円」に訂正する。

第 1 章 流域及び河川の概要

第 1 節 流域及び河川の概要

(1) 流域の概要

くまのがわ 熊野川（一級水系 新宮川）は、幹川流路延長 183km、流域面積 2,360km² の一級河川である。

その本川は、源をならけんよしのぐんでんかわむら 奈良県吉野郡天川村の山さんじょうが 上ヶ岳（標高 1,719m）に発し、とつかわ 十津川

訓 令

和歌山県訓令第43号

序 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年10月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令
和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式中「在勤地内旅行」を「近距離旅行」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年10月27日から施行する。

公 告

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、熊野川圏域河川整備計画を次のように定めたので、同条第6項の規定により公告する。

平成21年10月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

渓谷を南流して和歌山県田辺市本宮町本宮地区を流下し、宮井地点に於いて左支川・北山川と合わせ、本県と三重県との県境を南東方向に流下し、和歌山県新宮市と三重県南牟婁郡紀宝町との境に位置する河口より熊野灘に注ぐ。

支川・北山川は、大台ヶ原を水源とし、和歌山県北山村、新宮市（飛地）を流下し、宮井地点に至る。他に本県を流れる主な支川としては、いずれも右支川である大塔川（田辺市）、赤木川（新宮市）、高田川（那智勝浦町、新宮市）、市田川（新宮市）が挙げられる。

新宮川水系において、和歌山県が管理する指定区間の流路延長は、本川、支川（22 河川）合わせて約 181km となっており、河口から約 5km は国土交通大臣が管理する指定区間外区間（いわゆる直轄区間）である。また流域には 11 の貯水池を有し、このうち北山川の七色ダム、小森ダムは北山村と熊野市との境界に位置し、その他は奈良県及び三重県に位置する。

流域内の自治体は 5 市 3 町 6 村で、このうち本県内の自治体は新宮市（旧新宮市、旧熊野川町）田辺市（旧本宮町、旧中辺路町）、那智勝浦町、北山村の 2 市 1 町 1 村である。

(2) 地形・地質

流域の地形は、中央部の八剣山（1,915m）を主峰とする大峯山地が南北に走り、東側に日出ヶ岳（1,695m）を主峰とする台高山地、西側に伯母子岳（1,344m）を主峰とする伯母子山地が南北に走っている。熊野川流域は「近畿の屋根」と呼ばれるこれらの急峻な山岳地帯からなり、平野は海岸部の一部にしか見られない。熊野川及び北山川は三つの山地の間を屈曲しながら流下し、熊野灘に至る河川である。また、河口部には砂州が発達している。

熊野川の河床勾配は、本川の源流から二津野ダム（約 50km 地点）では約 1/20～1/400、二津野ダムから汽水域上流端（約 5km 地点）では約 1/600～1/1,000、汽水域上流端から河口（0km 地点）では約 1/1,000 となっている。また北山川については、小森ダム下流から本川との合流点で約 1/750 となっている。

流域の地質は、流域北部に秩父累帯、中央部に四万十帯が広く分布し、風化が進み崩壊箇所が多く見られる。流域南部には、新第三紀中新世の堆積岩類（熊野層群）や火成岩類（熊野酸性火成岩類）が分布し、川沿いには特徴的な柱状節理が見られる。

また、熊野灘の沖合には海側のフィリピン海プレートと日本列島側のユーラシアプレートなどの大陸プレートの境界に南海トラフが形成されている。近年では 1944 年の昭和東南海地震、1946 年の昭和南海地震など繰り返し発生している震源となっている。

なお、田辺市本宮町川湯地区付近では地質上の特徴から余熱岩脈に豊富な地下水が供給されるため、大塔川の河原に湧出する川湯温泉や、湯の峰温泉、渡瀬温泉など河川に隣接した温泉が多く存在する。

(3) 気候

熊野川流域は、温暖多雨の南海気候区に属し、本州有数の多雨地帯に位置する。熊野川流域の年平均降水量は約 2,800mm で、我が国の年平均降水量の 1,700mm の約 1.6 倍に相当する降水量となっている。平均気温は上流部の上北山観測所で約 14℃、下流部の新宮観測所では、約 17℃となっており、海岸部は近畿地方で最も温暖な地域となっている。

大規模な洪水災害はほぼ全てが梅雨前線及び台風による豪雨に起因し、台風が本流域に影響を及ぼすのは年間平均 3.7 回である。

(4) 流域の自然環境

熊野川の源流から二津野ダムまでの上流部は、ブナ林等を主とする天然広葉樹林及び熊野杉、吉野杉で知られるスギ等の植林が主な植生となっている。(図 1 参照)

支川北山川流域は、ブナ林等を主とする天然広葉樹林及びスギ等の植林が主な植生となっている。

二津野ダムから汽水域上流端までの区域は、スギ等の人工林が主な植生となっており、1936 年 2 月 (昭和 11 年) に吉野熊野国立公園の指定を受けて、樹木伐採や土地開発に対して規制を受けている。

汽水域上流端から河口までの下流部では、山間部を抜けて海岸平野を流下するが、川沿いにはカワラハンノキ群落が見られる。

熊野川本川は河口から二津野ダムまで、左支川北山川は小森ダムまでは横断工作物がなく、連続的な環境となっており、瀬・淵が連続し、アユ、カマキリ (アユカケ)、カジカ等の多くの回遊種が生息し、流速の速い瀬はアユの繁殖場となっている。

(5) 歴史・文化

熊野川流域では美しい溪谷景観が各所に見られ、特に北山川の瀨峡 (瀨八丁) は昭和 3 年に国の名勝・天然記念物に、また昭和 23 年には特別名勝として指定されており、奇岩と深い淵が生み出す特異な河川景観に絶壁上の原始林が映え、その美しさから流域を代表する観光地となっている。

また、この地域は熊野信仰や大峯信仰などの宗教の中心地として栄えた歴史を有し、熊野本宮大社、熊野速玉大社等の歴史的遺産を有する。

中世 (平安～鎌倉時代) にはじまった熊野御幸は、皇族、貴族から武士階級や庶民へと広がり、熊野古道から「蟻の熊野詣」といわれるほど多くの人々が訪れた。熊野三山の参詣は、熊野本宮大社を経て、熊野速玉大社、熊野那智大社、青岸渡寺へ向かう区間には、熊野本宮大社と熊野速玉大社の間は熊野川を利用することも多かった。その背景を元に、熊野川は中流域の熊野本宮大社から河口付近の熊野速玉大社までの約 35km が他に類例の少ない「川の参詣道」として平成 16 年 7 月に世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録されている。

第 2 節 河川の現状と課題

第 1 項 治水に関する現状と課題

(1) 治水の現状

和歌山県熊野川圏域においては、表 1 のとおり昭和 34 年、昭和 57 年、平成 9 年など度重なる洪水により浸水被害が発生している。特に本宮地区、日足地区・能城山本地区は、浸水回数や浸水被害が多く、洪水対策が強く求められている。

近年では、本宮地区で平成 2 年 9 月の台風 19 号により、床上浸水 76 戸、床下浸水 29 戸の浸水被害が発生している。また、日足地区・能城山本地区では、近年 10 年では、5 回浸水被害が発生し、そのうち平成 16 年には 2 回浸水被害が発生している。これら浸水の常襲地区には、重要な公共施設である行政局やまとまった集落がある。

一方、熊野川の治水事業 (表 2 参照) は、昭和 22 年から現在の直轄区間を和歌山県が改修事業に着手したことにはじまる。昭和 34 年 9 月洪水 (伊勢湾台風) による水害を機に、基準地点相賀での計画高水流量を 19,000m³/s とし、新宮市、紀宝町、旧鶴殿

村周辺の改修事業に着手した。その後、昭和 45 年 4 月に一級河川に指定されたことに伴い工事実施基本計画が策定された。工事実施基本計画では、従前の計画を踏襲し基準地点相賀における計画高水流量を $19,000\text{m}^3/\text{s}$ とした。その後、現在まで築堤、拡築等の工事を実施している。

近年の和歌山県熊野川圏域の治水事業としては、昭和 56 年から本宮地区で築堤を実施し、平成 10 年以降休止中である。また同地区では、たびたび家屋浸水が発生している地域の治水効果を期待して昭和 63 年から平成 18 年まで約 $189\text{万}\text{m}^3$ の砂利採取を許可し、河積の確保を図っている。

河口から宮井地点 (約 25km) の間、及び北山川沿川では、対岸の左岸側が三重県であるが、平成 18 年に 15 年間を対象とし策定した「三重県河川整備戦略」によれば、三重県側においては災害復旧等の場合を除き、計画的な河川整備は予定されていない。

(2) 治水の課題

熊野川は河道自体が世界遺産のコアゾーンまた吉野熊野国立公園の特別地区に含まれ、その周辺の河川区域がバッファゾーンとして登録されており、河川整備を実施する際には、沿川の自然的景観・文化的景観の保全を図り周辺との調和を図る必要がある。

また、県境を接する区間においては、三重県側で新規の河川整備事業を実施する予定が無いことから、対岸への水位上昇等の影響が想定されない手法で治水計画を策定する必要がある。

第 2 項 利水に関する現状と課題

(1) 利水の現状

河川水の利用については、広域的な水利用として「十津川・紀の川総合開発事業」により、奈良県・和歌山県・国が連携し、大和平野に紀の川からかんがい用水及び水道用水を供給するとともに、熊野川上流の猿谷ダムから紀の川へ、かんがい用水を供給している。新宮川水系内の都市用水としては、主に下流部の和歌山県新宮市及び三重県南牟婁郡紀宝町の水道用水として約 $0.4\text{m}^3/\text{s}$ 、工業用水として $2.0\text{m}^3/\text{s}$ が利用されている。

また、豊富な水量を利用した上流域での水力発電が盛んで、二津野ダム、風屋ダム等 11 基のダム (表 3 参照) 及び 19 箇所発電施設により、総最大出力約 190 万 kW の電力供給が行われ、この発電使用水量は流域全体の水利用の 97% 以上を占めている。

和歌山県熊野川圏域における河川水の利用は、図 3 および表 4、5 の通りである。

以上のうち和歌山県内における利水に係る水利権については、国土交通省近畿地方整備局と和歌山県が河川法に基づいて許認可事務を行っている。

熊野川本川には複数のダムが直列状に設置されており、流況はダムの放流に大きく依存している。ダム下流区間では維持流量の放流が行われているものの、過去に断水区間 (いわゆる、瀬切れ) が確認されている (写真 1、図 4 参照)。なお、この付近の取水は三越川、西村川等の支川に設置された取水堰等から行われているため、上記の断水区間に起因する取水障害等は発生していない。

また、和歌山県は熊野川圏域の河道に流水を補給できる施設を有していない。

(2) 利水の課題

前述の通り、和歌山県熊野川圏域において利水障害は生じていないが、景観・環境等の観点から渇水期の断水区間について改善を求める意見がある。

他方、和歌山県は熊野川圏域に流量補給を行う施設を有さないため、断水区間の解消に向けては、利水者や他の河川管理者と協力して取り組む必要がある。

第 3 項 環境に関する現状と課題

(1) 環境の現状

ア 動植物

動植物の生息状況に関する調査は、国土交通省や県が平成 2 年以降「河川水辺の国勢調査」を実施している。調査位置及び調査項目は図 5、表 6 の通りである。

河川水辺の国勢調査では、魚類としてはチチブモドキ、ボウズハゼ、チワラスボ、ルリヨシノボリ、ギンガメアジ、昆虫としてはモリモトシギゾウムシ、カワラバツタが確認されている。

熊野川本川は河口から二津野ダムまで、支川北山川は小森ダムまでは横断工作物がなく、連続的な環境となっており、瀬・淵が連続し、アユ、カマキリ（アユカケ）、カジカ等の多くの回遊種が生息し、流速の速い瀬はアユの繁殖場となっている。外来種であるブラックバスは、熊野川上流部や北山川にあるダム湖のほか、熊野川中流部、下流部でも生息が確認されている。調査結果は表 7 の通りである。

イ 河川空間及び河川利用

河川空間については、美しい渓谷景観が各所に見られ、特に北山川の^{どろきょう}瀨峡（^{どろはっ}瀨八^{ちょう}丁）は、国の特別名勝・天然記念物に指定され、流域を代表する観光地となっている。また、田辺市本宮町には大塔川の河原に湧き出る川湯温泉をはじめ、^{かわ ゆ おんせん}渡瀬温泉、^{ゆのみね}湯の峰温泉など、河川に隣接・近隣の温泉地には 31 軒の宿泊施設があり、熊野三山と合わせた観光ルートとして年間約 123 万人（H17 年）の観光客に利用されている。（図 6 参照）

河川の利用については、古くから舟運に利用されていた記録があり、中世（平安～鎌倉時代）の熊野御幸にはじまり、江戸時代に入ると流域の材木の筏流しや炭、農作物の運搬における^{さんだんぼ}三反帆などの舟運利用が活発となり、その後、プロペラ船も活躍し、昭和初期まで続いた。

昭和 30 年代から 40 年代にかけ国道 168 号の開通やダムの建設により、輸送機能としての舟運は衰退したが、現在でも観光舟運が行われており、志古（新宮市熊野川町）から上瀨の間で瀨峡観光船、川舟センター（新宮市熊野川町田長）から熊野速玉大社前の権現川原（新宮市船町）の間では熊野詣でを再現した川下り、オトノリから小松の間では北山川観光筏下りが行われている。このほか、旧熊野川町から^{ごんげんがわら}権現川原の間でカヌーマラソンが平成元年から行われるなど、舟運による観光・催事が活発に行われている。

また、和歌山県熊野川圏域では、アユ釣りなどの遊魚が盛んなほか、支川の赤木川や大塔川など沿川のキャンプ場があり、高田川には河川プールがある。また下流部の直轄区間では、10 月 16 日に御船祭（熊野速玉大社例大祭）や 8 月 13 日に新宮花火大会（熊野徐福万燈祭）が開かれるなど、レクリエーション・観光・文化の場として、観光客及び地域住民に広く利用されている。

ウ 水質

熊野川は河口から^{あしのせがわ}芦廼瀬川合流点までが A 類型、それより上流区間は、猿谷ダム湖、風屋ダム湖を除く区間で AA 類型に指定されている。また、北山川は池原ダム湖を除く全区間で AA 類型、市田川は貯木橋より上流区間が E 類型に指定されている。

BOD75%値においては、市田川上流部を除き、近年ではほぼ環境基準を満足している。しかし、大腸菌群数については、ほぼ全ての地点で環境基準を上回っている。（図 7、

図 8 参照)

熊野川圏域における平成 18 年度末における関係市町村の汚水処理人口普及率は、34.5%となっている。（表 8 参照）

また、水質改善を目的とした河川事業としては、市田川上流部では、国指定天然記念物である浮島の森の水質改善とあわせて、熊野川本川の水を市田川に導水する「市田川浄化事業」が実施されている。

一方、ダム下流については、ダム放流により河川水位や水温が短時間で変化する状況や、上流域の崩壊地（図 9 参照）からの土壌流出やダムによる貯留効果の影響等により、洪水後の放流水の濁度低減に長時間（写真 2 参照）を要している状況が見られる。

これに関連して、県から濁水対策について発電事業者に働きかけを行ってきており、その結果、平成 2 年からは、風屋、二津野ダムでの洪水後の発電停止が実施され、また平成 13 年 12 月には、「発電事業者に実効性のある濁水対策に関する要望書」を提出したところである。これに対し発電事業者は近畿地方整備局と協議の上、平成 14 年から濁度低減効果を期待した試験的なダム運用を風屋ダム・二津野ダムにおいて実施している。具体的には、洪水時及び洪水後に濁水の早期排出を実施し、その後発電を停止させ濁度が低下した後に発電を再開させており、平成 14 年以前に比べ濁度は低下している。また、平成 17 年には、「川の参詣道」として世界遺産に登録されている熊野川の濁水対策を申し入れ、昭和 60 年より実施してきた鮎漁、川遊びのある 6 月から 10 月の土曜日・日曜日・祝日に加え、熊野川の川舟下りに併せて、3 月から 11 月の土曜日・日曜日・祝日に、濁水の長期化の原因となる発電を停止することとなった。

なお、出水に関する濁水の状況については、崩壊地状況や降雨・出水状況から関連する原因が明らかとなっていない。今後、濁水の時間的変化のメカニズム解明と更なる効果的な濁水対策の実施に向け引き続き関係機関と連携し、情報収集に努める。

(2) 環境の課題

ア 動植物

河川整備や流域の改変等の影響を把握しつつ、適切な河川管理を行うため、動植物の生息状況調査の継続が必要である。

また、河川整備にあたっては、動植物の生息環境に配慮しつつ、河川管理施設の設置や工事による環境影響を可能な限り抑制する必要がある。

特定外来生物であるオオクチバス（ブラックバス）については、エビなどの底生動物や稚魚を捕食し、熊野川の底生動物相や魚類相を大きく変えてしまう恐れがあり、平成 18 年調査では、生息域が上流のダム湖のみならず下流域まで及んでいる状況が確認できた。これらを踏まえ、水系全体として対策に取り組む必要がある。

イ 河川空間及び河川利用

河川空間については、世界遺産に登録されている熊野川の歴史的空間や、瀨峡に代表される美しい渓谷等の景観資源の保全と活用を図るとともに、洪水対策や沿川の土地利用状況などと調和した水辺空間の維持・形成を図る必要がある。

河川利用については、熊野川の歴史・文化や、イベント、スポーツレクリエーション等地域住民の憩いの場として利用されていることを踏まえ、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進することが必要である。

ウ 水質

水質については、適切な河川管理を行うために水質調査を継続し、現状の水質の改

善・保全に努める必要がある。また、洪水後の濁水長期化については、関係機関と連携し濁水の監視・改善に努める必要がある。

第 2 章 河川整備計画の目標に関する事項

第 1 節 河川整備計画の整備対象区間

本河川整備計画は、新宮川水系のうち和歌山県知事管理区間を対象とする。（図 11 参照）

第 2 節 河川整備計画の対象期間

本河川整備計画の対象期間は、本計画決定の日から概ね 30 年間とする。

第 3 節 洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項

熊野川圏域では、洪水防御施設の整備、災害危険区域の指定、水防活動・避難誘導等に資する情報の提供、水害対策に係る啓発等により、人的被害を防止するとともに経済的被害の軽減を図る。

洪水防御施設の整備については、現行のダム施設の状況を踏まえつつ、近年の大規模洪水を対象として計画することとし、本宮地区では、 $5,600\text{m}^3/\text{s}$ 、日足地区・能城山本地区では、 $12,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。

さらに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るために昭和 34 年の伊勢湾台風洪水を対象として水防法第 11 条に規定される浸水想定区域図を作成し、関係自治体に提供している。また、関係自治体は浸水想定区域図に即して洪水ハザードマップを作成し、必要に応じて更新する。

災害危険区域は、建築基準法第 39 条に基づき関係自治体が条例によって区域指定及び必要な建築制限を行うもので、出水による危険を勘案して適切に指定されるよう、河川管理者は関係自治体に必要な情報提供を行う。

避難誘導等に資する雨量・水位情報等の提供については、地域の実情と情報技術の普及状況を踏まえ、適切な情報内容、情報媒体を検討しつつ、必要な施設整備を行う。

水防活動が円滑に行われるよう、関係機関と連携・協力する。

第 4 節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後とも必要な流量を確保されるよう関係機関との連携を図る。また、渇水時の被害を最小限に抑えるため、円滑な渇水調整が図られ、また、関係者に適切な情報提供が行われるように、関係機関及び利水者との連携を図る。

第 5 節 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境に関しては豊かな川の流に育まれてきた多様な動植物の育成及び繁殖の環境に配慮しつつ、流域の歴史や地域文化と熊野川が持つ役割を保全し周辺の景観との調和を行い良好な河川環境及び景観の保全と維持に努める。

このため、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、生物の生息状況調査の継続を行う。河川改修を行う際には、できるだけ影響の回避、低減に努め、良好な河川環境の維持に努める。魚類等の水生生物の移動経路の維持、多様な動植物が生息できる河川環境の保全に努める。外来種については、関係機関と連携して、移入回避や必要に応じて駆除等を実施する。

水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道整備等の関連事業や関係機関との連携・調整及び地域住民との連携を図りながら、現状の水質の改善・保全に努める。また、洪水後の濁水長期化については、関係機関と連携し濁水の監視・改善に努める。

良好な景観の維持・形成については、世界遺産に登録されている熊野川の歴史的空間や、瀨峡に代表される美しい渓谷等の景観資源の保全と活用を図るとともに、治水や沿川の土地利用状況などと調和した水辺空間の維持・形成に努める。

熊野川の歴史・文化や、イベント、スポーツレクリエーション等地域住民の憩いの場として利用されていることも踏まえ、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進する。

第 3 章 河川の整備の実施に関する事項

第 1 節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により

設置される河川管理施設の機能の概要

(1) 治水を目的とする河川工事

和歌山県熊野川圏域において、治水を目的とする河川工事として予定するものは、表 9 の通りである。また、それぞれの工事に関する位置図および代表断面図は図 12～16 の通りである。

表 9 計画的に工事を実施する区間及び整備内容

河川工事の種類	施工の場所	設置される施設等	適用
輪中堤 河床掘削 排水施設	本宮地区 35.5km～37.5km 付近 (熊野川距離標)	輪中堤延長 約 400m 河床掘削 約 2,000m 排水路等内水排除施設など	計画対象流量 5,600m ³ /s
輪中堤 宅地等の嵩上げ	日足地区・能城山本地区 20.0km～21.0km 付近 (熊野川距離標)	輪中堤延長 約 1,000m 宅地等の嵩上げ など	計画対象流量 12,000m ³ /s

表 9 に記載する以外に治水を目的とした施設の更新、河岸侵食の防止等の必要な整備を行う。

以上の河川工事を実施する際は、利水、河川環境、景観等に配慮する。

(2) 利水を目的とする河川工事

和歌山県熊野川圏域においては、利水を目的とする河川工事は予定しない。

(3) 河川環境の保全を目的とする河川工事

和歌山県熊野川圏域においては、河川の自然環境を保全する工事や、景観を保全・改善する工事また利用環境の保全・改善に係る工事をする場合に当たっては、地域住民及び関係者の意見を踏まえ実施する。

第 2 節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川における洪水等による災害発生の防止または軽減に関する現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念、目標の達成を目的として河川維持管理計画を策定し、整備の段階を考慮しながら、治水・利水・環境の面から総合的に判断し、占有者及び関係機関と調整を図りながら、適切な維持管理を行う。

除草・伐木やごみの除去等の河川清掃に関する日常管理においては、住民の参画と協働をより推進するための仕組みづくりの支援を行う。

本宮地区及び日足地区・能城山本地区においては、第 3 章第 1 節に記載した河川工事の目的が損なわれることの無いよう、堤防及び水路の維持管理、総合的な土砂管理に配慮して河床の維持掘削等を実施する。

河川管理に必要な水文観測施設、河川情報の提供に必要な施設等の機能が損なわれないよう、適切な維持管理を行う。

第 4 章 河川情報の収集と提供、地域や関係機関との連絡等に関する事項**第 1 節 河川情報の収集と提供****(1) 洪水対策に関する情報**

水防活動や避難行動を支援するため、河川にかかる情報を収集し、地域住民・関係機関等に対して提供する。提供する情報としては、災害時の避難・誘導活動の判断材料となる水位、雨量等の実時間情報や、平常時からハザードマップによる災害リスク情報の提供を行う。情報伝達手段については、情報の受け手に配慮しつつ有効な手段を選択する。また、情報の受け手の理解を助ける目的で必要に応じ、住民、関係機関に提供する。

なお提供したデータが有効に活用されるよう、関係機関等と協力して啓発に取り組む。

また、第 3 章第 2 節に記載した河川の維持管理に必要な情報の収集を行う。

(2) 利水に関する情報

利水に必要な河川情報について、国及び利水関係者から、必要な情報を収集するとともに情報を共有する。

(3) 河川環境に関する情報

河川環境や河川景観の改善・保全に必要な情報については、関係機関と連携し調査等を行い収集するものとする。なお、調査項目等については、学識経験者、関係者の意見を踏まえて実施することとする。また、関係機関と連携し濁水の監視・改善に関する情報の収集を行うものとする。

第 2 節 地域や関係機関との連携等に関する事項

河川を常に安全かつ適切に利用・管理する気運を高め、この河川整備計画が目指す川づくりを積極的に作り出すためには、住民の理解と協力が不可欠である。

地域住民、団体、事業者などと行政との連携を強化し、協働の観点から問題の解決に取り組むため、これまでの河川行政における河川管理者と関係機関や地域住民との関係を再確認し、住民が積極的に川づくりに参加できる体制づくりや、住民が主体となった水防体制づくりの支援に努める。

住民と緊密な関係を保つため、河川情報の公開や提供、共有化を行うとともに、防災教育等の推進を行い、防災意識の向上を図る。

また、貯留機能が期待できる沿川農地や、上流域の土砂流出抑制機能、水質浄化機能の保全に向け、健全な水循環が保全されるよう、関係機関と協力し対策に努める。

なお、本計画上の図表等については本公告文では省略し、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部総務調整課、東牟婁振興局新宮建設部河港課に備え付け、縦覧に供する。

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成21年10月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成21年度 調達案件番号 02090004497号

(2) 調達物品の名称及び数量

胃部・胸部併用検診車 1台

(3) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

平成22年3月31日(水)

(5) 納入場所

財団法人和歌山県民総合検診センター車庫
(和歌山市手平2丁目332)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「自動車」又は「医療用器械器具」に登録されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県出納局総務事務集中課

(2) 期間

平成21年10月27日(火)から同年11月5日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県出納局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成21年11月10日(火)午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成21年11月9日(月)午後5時までに和歌山県出納局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。)及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成21年11月9日(月)午前9時から同月10日(火)午前10時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第87条第3号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県出納局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県出納局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ア 名称
和歌山県出納局総務事務集中課
 - イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2294
ファクシミリ番号 073-441-2288
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

要

- (5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Gastric and Chest Examination Vehicle; 1 Unit
- (2) Time limit for tender : 11:00a.m. 10 November 2009
- (3) Contact point for the notice : Business Center Division, Treasury Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585
TEL 073-441-2294